

建設工事成績採点要領を一部改正し、令和7年10月1日から施行します。

※今回の改正は、同要領のうち、工事成績採点表(営繕工事)の一部改正です。(改正内容は下記)

※工事成績採点表(土木工事)には改正はありません。

※同要領本文は、末尾の改正附則の追加のみです。

1. 改正内容

・下表の評価項目について、評価対象外が選択できるようにする。

評定者	考査項目	細別	評価項目
監督員	施工状況	施工管理	⑪ 使用する建築材料(以下「材料」という。）・設備機材(以下「機材」という。)の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。
		安全対策	① 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。
検査員	施工状況	施工管理	⑥ 使用する材料、機材の調達の搬入後の管理が適切であることが確認できる。